

令和5年度 水戸市職員給与明細書広告掲載要項

1 趣旨

この要項は、水戸市職員等の給与明細書に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 掲載することができる広告

給与明細書に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令（水戸市行政手続条例(平成7年水戸市条例第39号)第3条第2号に規定する法令をいう。以下同じ。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 市が推奨していると誤解を招くおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、水戸市広告掲出等審査基準第3条に掲げるもの

3 広告の掲載期間等

- (1) 掲載期間 令和5年4月 から 令和6年3月 まで
- (2) 掲載回数 14回（毎月の給与支給時12回，期末勤勉手当支給時2回）
※給与改定による差額支給がある場合には15回となる。
- (3) 掲載方法 庁内グループウェアにより、職員等にメール添付ファイルで送信する給与明細書の次ページに掲載
※1枚目が給与明細書，2枚目が広告となる（用紙サイズはA4）。
- (4) 広告を掲載する給与明細書の配付職員数 1回当たり約1,850人

4 広告の募集枠数等

- (1) 募集枠数 1枠
- (2) 広告の大きさ A4縦用紙に収まるサイズとし、縦横とも余白を10mm程度考慮すること。
- (3) データ容量 300キロバイト以下
- (4) データ形式 PDF形式により納品すること。

5 広告の募集期間

令和5年2月6日（月）から令和5年2月28日（火）まで（当日必着）

6 広告掲載料の基準額

広告掲載料（以下「掲載料」という。）の基準額は、年間280,000円以上とする（この基準額は、第3項第2号に規定する掲載回数1回当たりを20,000円以上として設定するものであるが、掲載回数が

14回を超えたとしても、決定した基準額のみを納付とする。)

7 広告の申込方法

広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、水戸市職員給与明細書広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原案、当該原案のデータ及び関係書類（以下「原案等」という。）を添えて、第5項に定める募集期間内に市長へ提出しなければならない。この場合において、当該原案等の作成に要する経費は、掲載希望者の負担とする。

8 広告掲出の決定等

- (1) 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、書面により掲載希望者にその結果を通知するものとする。
- (2) 掲載希望者の数が募集枠数を超えた場合における広告を掲載することができる者は、掲載料が最高額のものとする。ただし、掲載料が同額である掲載希望者が2以上いるときは、市内に事業所等を有するものを優先して決定する。
- (3) 前号に規定する方法によっても広告を掲載することができる者を決定することができないときは、別途指定する日時において、抽選により決定する。

9 掲載料の納付

前項第1号の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により掲載料を一括納付しなければならない。

10 掲載料の還付

既納の掲載料は、返還しない。ただし、第3項第1号に規定する掲載期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

11 広告に関する責任

広告掲載者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし、第三者から苦情等があった場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

12 広告等の変更

広告掲載者は、広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、水戸市職員給与明細書広告掲載変更申込書（様式第2号）及び当該変更案のデータを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

13 掲載の取消し

市長は、広告掲載者又は広告の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8項第1号の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるとき。

14 権利譲渡等の禁止

広告掲載者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

15 協議

この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告掲載者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

16 申込書提出先及び問合せ先

〒310-8610（住所不要）

水戸市総務部人事課人事係 担当：埴，大和田

※持参する場合：水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所3階

電話 029-232-9120 FAX 029-228-2825

Eメール persomel@city.mito.lg.jp

※第7項の申込みに当たっては、広告原案のデータのみ上記Eメール宛て提出するものとし、その他の書類については、郵送又は直接持参の方法により提出すること。